

いちご新規就農者研修事業実施要領

| | |
|----|------------|
| 制定 | 平成19年4月 |
| 改定 | 平成20年3月 3日 |
| 改定 | 平成21年2月24日 |
| 改定 | 平成22年4月 1日 |
| 改定 | 平成23年4月 1日 |
| 改定 | 平成24年4月 1日 |
| 改定 | 平成25年4月 1日 |
| 改定 | 平成26年4月 1日 |

1. 目的

安定した需要が見込まれるにもかかわらず、後継者不足が課題となっている「いちご」について、本会が新規就農希望者への支援として生産技術・経営管理研修を実施し、JAグループが一体となって就農支援をおこなうことにより、地域部会で産地の維持発展に取り組む農業者を育成する。

2. 事業

(1) 事業主体

本会が、定款（7条(1)営農指導事業）に基づき実施主体となる。
なお、岐阜県等の指導機関及びJA・関係団体との連携及び協力のもとに事業実施する。

(2) 施設設置

設置場所は、生産動向を踏まえ関係機関と協議する。また、設置施設は以下の仕様等を基本とする。

ア、仕様：鉄骨丸屋根型連棟ハウス

高設栽培（岐阜県方式改良型）施設及び育苗施設
作業場等付帯施設

イ、規模：生産施設50a程度及び育苗施設等の付帯施設とする。

(3) 研修体制

ア、研修人員：一施設毎年4名

イ、研修資格：

- (ア) 満 18 歳以上で「いちご」生産への就農意志が確認された人。
- (イ) 岐阜県内で就農することが可能である人。

ウ、研修期間：

原則 1 4 ヶ月間（毎年 4 月～翌年 5 月）とし、以下の研修を実施する。

- (ア) 体験研修（4 月～5 月）：
受講決定者の体験研修を行い、適性を審査する。
- (イ) 実践研修（6 月～翌年 5 月）：
就農を目的とした実践研修をおこなう。

3. 協議体制

事業の円滑な実施を図るため、「岐阜いちご新規就農者研修事業運営協議会」および「就農支援会議」を設置する。

(1) 岐阜いちご新規就農者研修事業運営協議会

ア、構成：

岐阜県（農業経営課・農産園芸課・農業技術センター・
地域農林事務所）・市町村・岐阜県園芸特産振興会・
J A 及び同管内いちご振興会・本会

なお、地域農林事務所・市町村・J A 及び同管内いちご振興会
は、研修受講者の就農地域（既・予定）の該当地域機関・団体と
する。

イ、運営：事務局は本会が担当し、定期的を開催する。

ウ、協議内容：

募集（選考）・研修事項・修了認定・就農支援等に関することとする。

(2) 就農支援会議

ア、構成：

岐阜県（地域農林事務所）・市町村・J A・岐阜県園芸特産振興会

なお、地域農林事務所・市町村・J A は、研修受講者の就農地
域（既・予定）の該当地域機関・団体とする。

イ、運営：

事務局は本会が担当し、会議は J A 単位で随時開催する。

ウ、協議内容：

就農用地の確保・新規就農計画の作成と提出・補助事業等に関することとする。

4. 管 理

- (1) 本会が施設・研修者・指導等の管理をおこなうと共に、関係機関・団体との調整を図る。
- (2) 施設管理については、「いちご新規就農者研修施設管理規定」（別途制定）に基づきおこなう。
- (3) 設置地域の J A と協力し、円滑な管理を図る。

5. 運 営

(1) 募 集

ア、募集方法：

募集要綱に基づき、以下の方法を実施する。

- (ア) 本会ホームページへの掲載
- (イ) マスコミ（新聞、テレビ、雑誌等）への発表
- (ウ) チラシの配布
学校関係・農林事務所・岐阜県農畜産公社・市町村・J A へ配布
- (エ) 募集説明会（圃場見学を含む）の実施
- (オ) 募集相談窓口の設置
岐阜県・J A ・本会に設置

イ、選考方法：

書類選考および面接による

ウ、選考委員：

- (ア) 岐阜県：農業経営課長・施設設置地域農林事務所長
- (イ) 市町村：施設設置地域市町村農務担当責任者
- (ウ) 振興会：岐阜県園芸特産振興会いちご部会長
施設設置地区振興会いちご部会長
- (エ) J A：設置地域 J A 営農担当部長
- (オ) 本 会：営農担当部長、研修指導管理者

エ、スケジュール：

- 4月：募集及び相談窓口の設置
- 5月：マスコミ発表、チラシ配布
- 6月：募集開始、説明会の実施
- 7月：一次申し込み締め切り
- 8月：書類選考・面接により研修者の決定
- 9月：二次募集(定員に満たない場合)
- 11月：二次申し込み締め切り
- 12月：書類選考・面接により研修者の決定

(2) 指 導

ア、対応者：

岐阜県（農業経営課・農産園芸課・農業技術センター・地域農林事務所）・市町村・岐阜県園芸特産振興会及び地区振興会・J A・本会の役割分担にて対応する。

イ、役割：

| 対応者 | | 指導内容 |
|-----------|-------|---------------------|
| 農業経営課 | | 就農支援、情報提供、栽培の基本技術 |
| 農産園芸課 | | 情報提供 |
| 農業技術センター | | 栽培の基礎知識 |
| 農林事務所 | | 就農支援、栽培技術、情報提供、就農支援 |
| 市町村 | | 就農支援 |
| 県及び地区の振興会 | | 就農支援、生産者との交流 |
| J A | | 出荷指導、経営指導、就農支援 |
| 本会 | 指導管理者 | 技術指導、経営指導、就農支援 |
| | 指導補助者 | 指導管理者の指導補助 |
| | 担当部署 | 出荷指導、就農支援、情報提供 |

ウ、方法：

カリキュラムに基づく講義・実習とし、集団指導とする。なお、必要に応じて個別指導をおこなう。

(3) 研修者の処遇

ア、処遇については、本会と研修者にて「いちご新規就農研修者要領」に

基づき研修者契約（体験研修及び実践研修各々別に）を締結する。

イ、研修にあたっての対応は、以下のとおりとする。

(ア) 研修場所：本会の研修施設及び研修に必要な場所

(イ) 研修時間及び休日：

研修時間は原則として午前 8 時から午後 5 時、休日は原則として毎週土曜日及び日曜日とする。なお、研修課程（収穫期等の繁忙期）により変更及び振り替えることができる。

(ウ) 福利厚生：本会は、研修者の福利厚生として厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険に加入する。

ウ、研修者には研修手当を支給する。なお、支給金額は岐阜県で定める最低賃金により変動する。福利厚生に係わる研修者負担分及び所得税を研修手当支給時に控除する。

(4) 費用

ア、運営に係わる費用は、本会が負担する。

イ、本施設の生産物販売代金は、運営費用に充当する。

ウ、費用項目は以下とする。

(ア) 生産費：種苗・肥料・農薬・水道光熱・資材・出荷資材費等

(イ) 施設費：減価償却費・金利・租税公課等

(ウ) 管理費：研修者手当・講師料・福利厚生費等

(エ) 事務費：運営事務費

6. 研修内容

(1) 基本事項

ア、育苗・生産・収穫・出荷に関する技術

イ、生産・出荷資材に関する知識

ウ、経営管理に関する知識

(2) 研修事項

ア、基礎知識：生理生態・品種特性等の基礎知識

イ、基本技術：高設ベンチ栽培・土耕栽培についての基礎知識

ウ、栽培技術：栽培ステージ毎のポイント技術

エ、出荷技術：収穫・パック詰等の商品作り

オ、資材知識：肥料・農薬・保温資材及び包装・出荷資材の基礎知識

カ、経営管理：施設投資・収支シミュレーション・簿記・税務申告等の経

営に必要な基礎知識

キ、就農知識：農地取得・資金調達等の就農に必要な知識

ク、仲間作り：地域及び既生産者との交流

(3) カリキュラム

ア、上記研修事項毎に研修期間全体の時期別カリキュラムを策定する。

イ、具体的カリキュラムは、本会が関係機関・団体の協力のもとに作成する。

7. 修了認定

(1) 履修確認

ア、研修者は、「研修報告書（日報）」により研修状況等を報告する。

イ、指導管理者は、カリキュラムに基づく履修状況を確認し、各指導対応者の助言を踏まえ、研修者に対し適切な指導をおこなう。

ウ、指導管理者は、研修者の履修状況を「研修指導報告書（日報）」により報告する。

(2) 修了認定

ア、指導管理者は、毎年4月20日を目途に当該年度研修者の履修結果を「研修結果報告書（研修者毎）」にて報告する。

イ、本会は、上記報告に基づき、「岐阜いちご新規就農者研修事業運営協議会」に諮り、本会が修了認定をおこなう。なお、修了不可の場合は、本人と対応を協議する。

(3) 修了証交付

本会は、研修修了者に修了証を交付する。

8. 就農支援

(1) 体制

研修者の就農希望地該当JAが窓口となり、主として就農支援会議でこれに当たる。

(2) 就農地の選定

研修者の希望を踏まえ、本人と就農支援会議で協議し選定する。

(3) 支援内容：

就農支援会議の構成団体は以下の役割を負って支援をおこなう。

ア、県指導機関

- (ア) 就農収支計画の策定
- (イ) 生産計画の策定

イ、市町村及び J A

- (ア) 農地及び施設の取得
- (イ) 資金調達
- (ウ) 生産物販売
- (エ) 地区振興会との交流

ウ、岐阜県園芸特産振興会

- (ア) 研修者と県及び地域会員との交流

エ、本会

- (ア) 準備段階及び就農後の指導機関・関係団体との連絡・調整
- (イ) 販売情報の提供及び販売支援

(4) 就農までの対応

就農までの期間は、就農予定地域の現役生産者の指導を受ける。その選定等は、該当 J Aがおこなう。

9. 関連要綱及び契約等

事業の管理・運営をおこなうため、以下の要綱・契約等を制定・締結する。

(1) いちご新規就農者研修施設管理規定

(2) いちご新規就農者研修事業研修者募集要綱

(3) 研修者契約書：研修者

(4) 土地賃貸借契約書：土地所有者

(5) 技術指導対応及び事業協力依頼書：

岐阜県（農業経営課・農産園芸課・農業技術センター・農林事務所）

(6) 事業協力依頼書：

市町村・岐阜県園芸特産振興会・J A・地区振興会

(7) 研修履修状況報告書：指導管理者・指導補助者・研修者

(8) いちご新規就農研修者要領：研修者

付 則

(制定・改廃)

1. この要領の制定・改廃は、岐阜県本部長が行う。

(疑義解明)

2. この要領の解釈・その他の疑義は、岐阜県本部営農担当部長が決定する。

(施行期日)

3. この要領は、平成19年4月より施行する。